

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：能代市水道事業会計

事業名	末端給水、簡易水道（法適用）		
事業開始年月日	昭和33年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	能代市	職員数（H19.4.1現在）	14
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	101円（H18末端給水）	公営企業債現在高（百万円）	7138
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	0
不良債務（百万円）	0	財政力指数	0.49（H18）
資金不足比率（％）	資金不足額なし	実質公債費比率（％）	17.5（H19）
		経常収支比率（％）	95.5（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成18年3月21日 合併前市町村：能代市、二ツ井町〕 水道事業は、能代市が法適用、二ツ井町が法非適用のため、統合していない。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	能代市水道事業会計公的資金補償金免除繰上償還に係る経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	能代市長 齊藤滋宣
既存計画との関係	「集中改革プラン」（H18～H21）、「中期経営計画」（H19～H25）
公表の方法等	ホームページへ掲載、議会への説明
基本方針	低廉で安全な水を安定的に供給できるよう経営基盤の強化とサービスの充実に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	161.0	217.4	112.7	491.1
	補償金免除額	19.6	45.0	23.5	88.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	12.0	38.4	21.7	72.1

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	161037	172012	59451	392500
	簡易水道事業		45364	53200	98564
	一般会計出資債	6961	14715	4262	25938
合 計 (A)		167998	232091	116913	517002
一 般 上 記 の う ち (再 掲)	一般会計出資債	6961	14715	4262	25938
合 計 (B)		6961	14715	4262	25938
公営企業で負担するもの (A)-(B)		161037	217376	112651	491064

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	11980	38388	21702	72070
合 計 (A)		11980	38388	21702	72070
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		11980	38388	21702	72070

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>料金収入については、給水区域内普及率が末端給水で94.3%（法適用簡水98.7%）と高く、給水人口が減少傾向にあるため、将来的に大幅な増収が期待できない状況である。また、浄水施設の更新や未普及地域への整備などの建設改良工事を行っており、財源となる企業債の元金償還及び支払利息、また設備投資に伴う減価償却費が経営を圧迫している。 [企業債元利償還金対料金比率は、H18決算で54.7と、全国類似団体平均36.3（H17決算）を大幅に上回っている。減価償却費対料金比率は、H18決算で34.3と、全国類似団体平均28.7（H17決算）を上回っている。]</p>	
経営課題	<p>課 題 民間的経営手法の導入</p> <p>包括的な民間委託の導入を検討・実施する。(1)浄水場等水道施設の運転及び保守点検については、平成13年度から業務委託を実施しているが、薬品管理など浄水場等の運転業務全般にわたる委託に向け、検討・実施する。(2)料金徴収に係る業務については、平成14年度から民間委託を導入し、段階的に委託業務の範囲拡大を実施している。</p>	
	<p>課 題 定員管理の適正化</p> <p>能代市全体として職員の定員管理の適正化を図っていく上で、水道事業としては、民間的経営手法の導入の検討・実施とあわせ、職員数の削減を実施する。</p>	
	<p>課 題 維持管理費等の節減</p> <p>企業債の元利償還金及び減価償却費の増が見込まれる状況であり、全体の支出を抑えるために、効率的・合理的に事業運営をし、経費削減に努める。</p>	
	<p>課 題 料金水準の適正化</p> <p>市が経営する上水道及び簡易水道に料金格差があり、検討しなければならないと考えている。上水道（末端給水）料金は、家庭用・口径13mm・20m³使用の場合3,202円と類似団体全国平均2,985円（H19.4.1現在）よりも若干ではあるが上回っている現状である。</p>	
	<p>課 題 資本投下の抑制</p> <p>建設改良事業は、平成19年度をピークに縮小する見込みであるが、実施時期を考慮した必要性及び有効性の精査はもちろん、財政状況に与える影響等についての検討が必要である。</p>	
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率	(%)	95.1	101.8	99.1	95.9	94.5	93.0	96.6	96.0	96.0	96.4	
総収支比率(法適用)	(%)	109.0	109.9	107.7	103.6	102.9	101.2	104.0	103.9	103.6	104.4	
経常収支比率(法適用)	(%)	109.0	109.9	107.7	103.6	102.9	101.2	104.0	103.9	103.6	104.4	
営業収支比率(法適用)	(%)	145.3	146.5	141.2	133.6	131.8	130.4	129.1	129.5	129.9	130.2	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	3.5	3.4	3.6	3.6	3.4	3.4	3.0	3.0	2.8	2.8
	うち基準内繰入金	(%)	0.9	0.7	1.0	0.7	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
	うち基準外繰入金	(%)	2.6	2.7	2.6	2.9	2.5	2.6	2.2	2.2	2.1	2.1
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	2.6	2.7	2.6	2.9	2.5	2.6	2.2	2.2	2.1	2.1
	うち赤字補てんのもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	3.2	5.9	5.2	11.1	29.3	26.9	10.1	11.2	4.4	7.1
	うち基準内繰入金	(%)	3.2	5.9	5.2	11.1	29.3	26.9	10.1	11.2	4.4	7.1
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てんのもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	計画期間中に料金の値上げをしない見込み。拡張地域への給水開始により、有収水量は、若干増加すると見込まれる。
2 他会計繰入金の見込み	過去に協定した長期にわたる繰入金、繰出基準に基づく出資及び消火栓に要する経費の収入が見込まれる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成19年度に浄水場整備事業が終了し、その後の建設改良事業は、縮小される予定である。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="145 300 611 1093"> <tr> <td data-bbox="145 300 611 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="611 300 2136 427">市全体としてH22.4.1の職員数を589人と設定している。水道事業は、H19.4.1現在14人であるが、H20.4.1に 2人の12人とし、計画最終年度まで同数とする。(課題)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 427 611 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="611 427 2136 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 531 611 675">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="611 531 2136 675">企業手当(給料月額100分の2)について、H21年度まで市全体の特殊勤務手当と同様に見直しする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 675 611 818">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="611 675 2136 818">該当なし。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 818 611 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 818 2136 954">平成16年度に廃止した。(市全体として)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 954 611 1093">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 954 2136 1093">一般職員の負担率[短期経理:54.23125 / 1,000 長期経理:116.5375 / 1,000 保健経理:1.84375 / 1,000]</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	市全体としてH22.4.1の職員数を589人と設定している。水道事業は、H19.4.1現在14人であるが、H20.4.1に 2人の12人とし、計画最終年度まで同数とする。(課題)	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	企業手当(給料月額100分の2)について、H21年度まで市全体の特殊勤務手当と同様に見直しする。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当なし。	退職時特昇等退職手当のあり方	平成16年度に廃止した。(市全体として)	福利厚生事業のあり方	一般職員の負担率[短期経理:54.23125 / 1,000 長期経理:116.5375 / 1,000 保健経理:1.84375 / 1,000]	
地方公務員の職員数の純減の状況	市全体としてH22.4.1の職員数を589人と設定している。水道事業は、H19.4.1現在14人であるが、H20.4.1に 2人の12人とし、計画最終年度まで同数とする。(課題)												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	企業手当(給料月額100分の2)について、H21年度まで市全体の特殊勤務手当と同様に見直しする。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当なし。												
退職時特昇等退職手当のあり方	平成16年度に廃止した。(市全体として)												
福利厚生事業のあり方	一般職員の負担率[短期経理:54.23125 / 1,000 長期経理:116.5375 / 1,000 保健経理:1.84375 / 1,000]												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等 <table border="1" data-bbox="145 1201 611 1476"> <tr> <td data-bbox="145 1201 611 1345">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="611 1201 2136 1345">現在ある2カ所の浄水場のうち、老朽化した臥竜山浄水場を廃止し、仁井田浄水場へ機能を集約すること(一元化)により、維持管理費等の削減を図る。また、有収率のさらなる改善に努め、効率的な事業運営に努める。(課題)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1345 611 1476">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用</td> <td data-bbox="611 1345 2136 1476">包括的な民間委託(浄水場等の運転業務全般の委託)については、集中改革プラン計画期間中の実施に向け検討する。(課題)</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	現在ある2カ所の浄水場のうち、老朽化した臥竜山浄水場を廃止し、仁井田浄水場へ機能を集約すること(一元化)により、維持管理費等の削減を図る。また、有収率のさらなる改善に努め、効率的な事業運営に努める。(課題)	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	包括的な民間委託(浄水場等の運転業務全般の委託)については、集中改革プラン計画期間中の実施に向け検討する。(課題)									
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	現在ある2カ所の浄水場のうち、老朽化した臥竜山浄水場を廃止し、仁井田浄水場へ機能を集約すること(一元化)により、維持管理費等の削減を図る。また、有収率のさらなる改善に努め、効率的な事業運営に努める。(課題)												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	包括的な民間委託(浄水場等の運転業務全般の委託)については、集中改革プラン計画期間中の実施に向け検討する。(課題)												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 料金回収率は、H18決算で94.8と類似団体全国平均97.7(H17決算)をやや下回っているが、供給単価は、H18決算で166.8円と類似団体全国平均の166.1円(H17決算)とほぼ同額である。(課題)
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	経営健全化や財務状況に関する情報公開 各種情報公開については、市全体として広報誌・ホームページ等で公表しているほか、決算状況は、水道事業会計単独で広報誌・ホームページで公表している。 行政評価の導入 現在、市の総合計画を策定中であり、その中で目標指標を設け、指標に基づき行政評価を行うこととしている。H21年度に導入予定。
5 その他	建設改良事業については、老朽鑄鉄管の更新事業等が予定されているが、事業の必要性や有効性を精査するとともに、実施時期を考慮し、他工事との共同施行等によりコスト削減に努める。(課題)

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	H20.4.1に職員数 2人の12人とし、その後も職員数12人とする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	包括的な民間委託導入（浄水場の運転管理全般に渡る委託等）、浄水場の一元化（臥竜山浄水場の廃止及び仁井田浄水場への機能集約）等による維持管理費の削減に努める。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	過去における不採算地域への配水管布設工事等に係る元利償還相当分として、協定に基づき繰入を行っているが、今後協定による新たな繰出しを求めないため、繰入額は縮小していく。
4 その他	上水道については、仁井田浄水場への機能集約に係る建設費及び未普及地域への配水管の整備等による費用増が見込まれるため料金改定を行った。簡易水道については、大規模な基幹改良工事（老朽管更新等）実施に伴い料金改定を行った。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
4	料金改定率	8.70% ← (上水道)			34.20% ← (簡易水道)									
	改善額(料金の適正化)※1	153	153	153	1	1	461							
	未収金の徴収対策													
	改善額													
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
1	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	127	101	91	102	109		106	93	93	91	90		
	改善額													
	給与水準													
	改善額													
	その他(職員数の減)													
	改善額	7	33	43	32	25	140	3	16	16	18	19	72	
	職員給与費(退職手当)													
	職員数(人)	14	14	15	15	14		12	12	12	12	12	12	
	増減数(人)	-4	0	1	0	-1		-2	0	0	0	0	0	
2	維持管理費等							267	261	256	252	247		
	改善額(適正化)							-2	4	9	13	18	42	
	工事コスト※2													
改善額(縮減額)														
その他()														
改善額														
/	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債現在高	6344	6535	6711	6811	7138		7507	7444	7325	7147	6915		
増減	375	191	176	100	327		369	-63	-119	-178	-232			
							計画前5年間改善額 合計	601					改善額 合計	114
													(参考) 補償金免除額	88

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工費の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	47	47	47	47	47	47	47	46	46	46
年間総有収水量(千m ³)	4508	4500	4518	4540	4484	4482	4494	4506	4518	4530
公称施設能力(m ³ /日)	27076	27076	27076	27076	27076	27076	27076	27076	27076	27076
1日最大配水量(m ³ /日)	18888	18684	20174	19673	21030	21226	21280	21338	21392	21450
最大稼働率(%)	69.7	69	74.5	72.2	77.7	78.3	78.6	78.8	79.1	79.2
供給単価(円/m ³)	156.8	167.2	167.2	167.2	166.8	169.3	170.7	170.7	170.4	170.2
給水原価(円/m ³)	164.9	164.2	168.7	174.3	176.6	182.1	176.7	177.9	177.9	176.6

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

能代地域は「上水道基本計画」、ニツ井地域は「全町水道整備計画」があり、現在はそれぞれの計画に基づき整備が行われているが、簡易水道事業の統合については、今後策定を予定している「水道等整備計画」の中で方向性を示したい。